はぴくろ通信

happy clover news

NO. 36

2026年 あき

11月20日は、宗像市子どもの権利の日

宗像市では、平成24年(2012年)4月に子どもの権利を大切にするためのルール「宗像市子ども基本条例」をつくり、毎年11月20日を**「宗像市子どもの権利の日」**としています。

宗像市が大切にしている 4つの「子どもの権利」

① **安心して生きる権利**：命が守られ大切にされることです。温かい家庭のなかで、家族といっしょに生活でき仲間外れにされたり、暴力をうけたりしないことです。

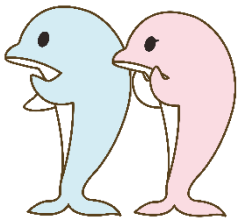
② **自分らしく生きる権利**：自分らしさが大切にされ、自分で考えたり、決めたり、行動できることです。

③ **豊かに育つ権利**：学ぶこと、遊ぶことができます。良い事、悪い事や社会のルールについてきちんと教えてもらうことができます。

④ **意見を伝える権利**：自分の気持ちや考えを伝えることができ、その気持ちや考えは大切にされます。自分に関係のあることを決めるときには、参加することができます。

☆自分の権利が大切にされるのと同じように、ほかの人の権利も大切にしましょう！

☆あなたや、あなたのまわりの人の権利が、大切にされていないと感じたときには、家族や友達、先生、はぴくろなどまわりの人たちに相談してくださいね！



宗像市民図書館中央館にて展示

毎年、宗像市子どもの権利の日に合わせて、宗像市民図書館中央館(宗像ユリックス本館)において、子どもの権利とむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に関する展示をしています。

【展示について】

- 期間　：10月30日(金)～11月25日(水)
- 場所　：宗像市民図書館中央館(宗像ユリックス本館)
- 開館時間：10時～18時
- 休館日　：月曜日(祝日の場合は翌平日)



はぴくろ絵本の「あなたのきもちきかせてよ」も貸し出しできます✨ぜひ見てください！



東海大学付属福岡高等学校 文化祭
「けやき祭」に初出店しました!!

「オリジナルメッセージカード作り」をしました!!沢山のご参加ありがとうございました☆

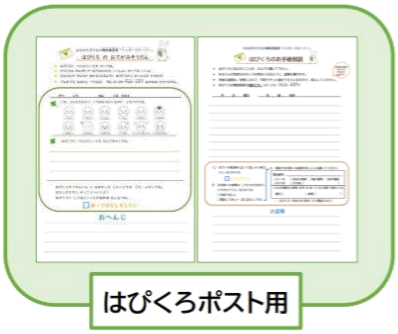




はぴくろのお手紙相談用紙の紹介

はぴくろのお手紙相談には、①はぴくろポスト用お手紙相談用紙 ②ゆうびんポスト用お手紙相談用紙 の2種類があります。学校のはぴくろポストの周りに置いているので、自分にあった用紙を使ってください。
また、下の二次元コードを読みとると、詳しい相談方法が分かります。ぜひ見てみてください。

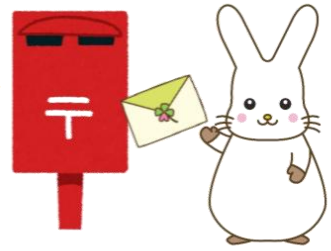
①





②





むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

相談対象：宗像市に住んでいる18歳未満の子ども
相談できる時間：月～金曜日（土日・祝日はお休み）午前10時から午後6時まで
相談場所：宗像市役所西館1階（宗像市東郷1丁目1番1号）　※ 学校やコミセンでも相談できます
相談方法：①電話相談　②会って相談　③お手紙相談　④オンライン相談
子ども専用フリーダイヤル：0120-968-487（クローバー よつばかな？）　※ 電話代はかかりません

相談受付はこちらから